

東近江市公告

下記工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年4月8日

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 一般競争入札に付する工事の概要

(1) 工事名

令和6年度 第2号 市立能登川南小学校大規模改修工事（建築工事）

(2) 工事場所

東近江市猪子町12番地

(3) 工事概要

市立能登川南小学校大規模改修工事に伴う建築工事を行う。

(4) 工事期間

議決日から令和8年3月20日まで

(5) 予定価格

事後公表

2 入札方式

事後審査型条件付一般競争入札とする。

3 入札参加方式

単体又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、単体企業と共同企業体の構成員としての両方の参加は認めない。

4 入札参加資格要件

この入札に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 単体企業又は共同企業体の各構成員の要件

ア 令和5年度東近江市建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「令和5年度有資格者名簿」という。）の建築一式工事に登録があること。

イ 公告の日から開札（入札執行）の日までに、東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）に係る入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者

を除く。) でないこと。

オ 本工事に係る設計業務の受託者株式会社大村建築設計事務所又は当該受託者と資本又は人事面において関連する建設業者でないこと。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。

キ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。ただし、共同企業体の代表者以外の構成員については、建築工事業に係る特定建設業の許可を有する者であることとする。

(2) 共同企業体を構成する要件

ア 共同企業体の構成員の数は2社とする。

イ 共同企業体の結成は、令和5年度有資格者名簿の建築一式工事に登録され、以下の「地域要件」のいずれか及び「総合評定値（P点）又は格付区分」のいずれかの要件に該当する者と令和5年度有資格者名簿の建築一式工事において格付区分がBランク（市内本店業者）以上の者による結成方式とする。

(ア) 地域要件

a 令和5年度有資格者名簿に登録されている本店を滋賀県内に有している者

b 令和5年度有資格者名簿に登録されている支店又は営業所を東近江市内に有している者

(イ) 総合評定値（P点）又は格付区分

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、この公告日において最新の経営事項審査結果通知の建築一式工事に係る総合評定値（P点）が以下のいずれかに該当する者であること。

・ 地域要件の a に該当する者 1,150点以上あること（ただし、東近江市内に本店を有する者にあつては、令和5年度東近江市建設工事等入札参加有資格者名簿の建築一式工事において格付区分がAランクの者）。

・ 地域要件の b に該当する者 1,050点以上あること。

※ 東近江市内に本店を有する者同士の共同企業体の結成を認める。

ウ 共同企業体の構成員は、同時にこの工事に係る他の共同企業体の構成員になることはできない。

エ 代表となる建設業者は、出資比率が最も大きい建設業者とし、他の構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

(3) 単体企業の場合に必要な入札参加資格要件

ア 令和5年度有資格者名簿の建築一式工事に登録され、以下の「地域要件」のいずれか及び「総合評定値（P点）又は格付区分」のいずれかの要件に該当する者であること。

(ア) 地域要件

a 令和5年度有資格者名簿に登録されている本店を滋賀県内に有している者

b 令和5年度有資格者名簿に登録されている支店又は営業所を東近江市内に有している者

(イ) 総合評定値（P点）又は格付区分

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けており、この公告日において最新の経営事項審査結果通知の建築一式工事に係る総合評定値（P点）が以下のいずれかに該当する者であること。

- ・ 地域要件の a に該当する者 1,150点以上あること（ただし、東近江市内に本店を有する者にあつては、令和5年度東近江市建設工事等入札参加有資格者名簿の建築一式工事において格付区分がAランクの者）。
- ・ 地域要件の b に該当する者 1,050点以上あること。

イ 事業者として次の施工実績を有すること。

平成21年4月1日以後、国内において、一つの建物の延べ床面積（増築又は改築の場合は増築又は改築部分）が1,000平方メートル以上のRC造、S造、SRC造又はPC造の建築物（倉庫、工場、駐車場、市場その他これらに類するものを除く。）の建築工事（新築、増築又は改築で公告の前日までに完成したものに限り。）を元請で、単体又は共同企業体の代表構成員若しくは構成員（出資比率は30パーセント以上）として施工した実績を有すること。

ウ 次の要件を満たす現場代理人及び主任技術者又は監理技術者をこの工事に配置できること。ただし、当該現場において現場代理人及び主任技術者（監理技術者）の兼任を認める。

(ア) 現場代理人

次の資格及び実績を有する者であること。

- a 資格は問わない。
- b 実績は問わない。

(イ) 主任技術者又は監理技術者

次の資格及び実績を有する者であること。

- a 一級建築士又は一級建築施工管理技士
- b 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格取得後、3年以上の経験を有すること。
- c 実績は問わない。
- d 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて公告日から過去5年以内に監理技術者講習を修了していること。

※ 配置予定者は、公告日の現在において、3箇月以上の直接的な雇用関係にあること。

(4) 共同企業体の代表者に必要な要件

- ア 「4(2) 共同企業体を構成する要件」のイ、ウ及びエの要件を満たすこと。
- イ 「4(3) 単体企業の場合に必要な入札参加資格要件」のイ及びウの要件を満たすこと。

(5) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な要件

ア 令和5年度有資格者名簿の建築一式工事において格付区分がBランク（市内本店業者）以上の者とする。

イ 事業者としての実績は問わない。

ウ 次の要件を満たす主任技術者をこの工事に配置できること。

- (ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士
- (イ) 経験年数は問わない。
- (ウ) 実績は問わない。

※ 配置予定者は、公告日の現在において、3箇月以上の直接的な雇用関係にあること。

(6) その他契約の相手として不適当とみなした場合は、入札参加を認めない。

5 仕様書の閲覧及び配布

(1) 当該仕様書（図面及び特記仕様書）は、特別な場合を除き東近江市入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）で閲覧及び取得するものとする。

(2) 仕様書の配布期限は、令和6年5月7日（火）午後5時とする。

(3) 配布された仕様書については、当該工事の見積りの用に供するものとし、取扱いには十分注意し、他の目的には使用しないこと。

なお、仕様書の返還は不要とする。

6 入札参加資格の審査

共同企業体による入札に参加を希望する者（代表者及び構成員）は、次の資格審査資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 経営事項審査結果通知書（公告日現在で最新のもの）の写し及び建設業許可証（特定（一般）建設業及び建築工事業）の写し

(2) 特定建設工事共同企業体協定書

東近江市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成21年東近江市告示第41号）様式第1号

(3) 特定建設工事共同企業体委任状

東近江市特定建設工事共同企業体取扱要綱様式第2号

(4) 共同企業体の資格審査資料の提出期限等

令和6年4月17日（水）正午までに持参により提出すること。

7 仕様書に対する質問の受付

当該工事の質問については、東近江市ホームページの「事後審査型条件付一般競争入札のお知らせ」に添付している様式を使用し、令和6年4月17日（水）正午までに契約検査課宛て、電子メール又は持参により提出すること。

質問書は、電子メールの場合は以下のメールアドレス宛てに送付することとし、持参の場合はCD-Rに入れて提出すること。

なお、質問書はWord又はExcel形式で提出すること。

送付先メールアドレス keiyaku@city.higashiomi.lg.jp

質問の回答は、令和6年4月22日（月）午後2時以後に東近江市ホームページに掲載する。

8 現場説明

現場説明は行わない。

9 入札書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより入札書に積算内訳書を添付して提出すること。積算内訳書の様式は、東近江市ホームページからダウンロードすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、東近江市電子入札実施要綱（平成23年東近江市告示第167号。以下「電子入札実施要綱」という。）第12条第2項の規定により、電子入札システムが利用できなくなった者で紙入札を行おうとするものは、紙入札参加届出書（様式第4号）を入札執行者に持参により提出した場合に限り、当該入札に参加することができるものとする。

(3) 入札書受付期間

令和6年5月2日（木）及び同月7日（火）

両日とも午前9時から午後5時まで

10 入札保証金

免除

11 前金払、中間前金払及び部分払

東近江市建設工事執行規則（平成17年東近江市規則第57号）による。

12 最低制限価格

設ける（非公表）。

13 開札（入札執行）の日時

(1) 開札日時

令和6年5月8日（水）午前9時30分

(2) 開札場所 東近江市総務部契約検査課事務室

※立会いは認めない。

14 競争参加資格確認申請書の提出

(1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）には、開札後、競争参加資格確認申請書及び資格確認資料の提出を求める。

(2) 前号に規定する落札候補者が同価により2人以上ある場合は、当該落札候補者全員に申請書及び資料の提出を求める。

(3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(4) 申請書の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札により入札書を提出した者は、申請書及び資料を持参により提出することができる。

また、電子入札実施要綱第9条の規定に該当し、電子入札システムで提出することができない場合は、提出目録を事前に電子入札システムで送信後、持参により申請書及び資料を提出することができる。

15 入札方法等

(1) 入札執行回数は、原則として2回までとする。

ア 1回目の入札により、予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、予定価格に到達しない額の応札者から再度の応札を求めることとする。最低制限価格未満の応札者及び入札が無効とされた者は、再度の応札には参加できない。

イ 再度の入札に係る提出要領は別途該当者に通知するものとする。

(2) この入札は、事後審査方式のため、予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する。

(3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者から当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(4) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載するものとし、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札決定額とする。

- (5) 電子入札の受付時間は、午前9時から午後5時までとする（土曜、日曜及び祝日は除く。）。
- (6) 紙入札の入札参加届出書の受付期間は、入札書受付締切日の午後4時までとする。
- (7) 前号の届出をした者は、入札書（東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）様式第78号（その2））及び積算内訳書を作成し、「案件名」、「封入書類名」、「差出人」を表記した別々の封筒に入れ、封印し、二つの封筒を合封して、入札執行者が指定した日時までに東近江市総務部契約検査課に持参しなければならない。
- (8) 入札書を提出後、当該入札案件に配置予定をしていた技術者を配置できなくなった場合、開札日時の15分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出したときは、当該入札を辞退することができる。
- (9) 入札参加資格審査は、競争参加資格確認申請書の提出後、速やかに行うものとする。
 - ア 資格審査の結果、落札候補者が資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を不適格とし、以後入札価格の低い順に審査を行う。
 - イ 審査の結果、入札参加資格を満たしている者が確認できた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者が決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者の競争参加資格確認申請書は求めないものとする。
 - ウ 落札候補者が期限内に申請書及び資料を提出しない場合は、当該落札候補者を失格とする。
 - エ 添付する資料のファイル（競争参加資格確認申請書等）は3メガバイトまでとする。
 - オ 審査の結果、入札参加資格を満たさないと認められた者は、理由の説明を求めることができる。
- (10) 入札において、事故が起きた場合又は談合その他の不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期するときがある。
- (11) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

16 入札結果の公表

当該工事の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を東近江市役所の情報コーナーに設置し、及び東近江市ホームページに掲載するものとする。

17 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 入札に参加するために必要な資格がない者がした入札及び東近江市建設工事等入札執行要領に関する条件に違反した場合
- イ 同一工事について複数の入札書を提出した場合
- ウ 入札書に金額、入札者の記名、押印その他入札要件の記載が確認できない場合
- エ 入札書記載の金額を加除訂正した場合
- オ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合における当該箇所には訂正印がない場合
- カ 入札金額と積算内訳書の金額が異なる場合
- キ 積算内容が適当でない場合

- ク 積算内訳書に入札者名及び入札件名の記載がなく意思表示が明確でない場合
- ケ 仕様書の配布を受けていない場合
- コ その他入札に関する条件に違反した場合

(2) 無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

19 保証金及び違約金に関する事項

(1) 契約保証金

金銭的保証を付すこと。

落札価格の10パーセント以上を納付すること。ただし、落札価格の10パーセント以上に相当する保証事業会社又は金融機関の保証をもって納付に代えることができる。

また、落札価格の10パーセント以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結又は債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(2) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

20 その他

(1) この入札に係る入札者は、令和5年度有資格者名簿に登録されている者（本店から支店等に委任している場合は、支店等の受任者）とする。

(2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の定め抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札参加等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準の規定により停止措置を行うものとする。

(4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、19(1)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約検査課に提出すること。

(5) 本工事は、会計年度において支払年度区分を設定する。

(6) この工事の請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定により議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、議会（令和6年6月議会を予定）の議決を得たときに当該仮契約は本契約としての効力が生ずるものとする。

なお、東近江市は、当該契約に係る議案が東近江市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

入札に関する問合せ先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市総務部契約検査課

T E L 0748-24-1234（代表）、0748-24-5614（直通）

I P 050-5801-5614 F A X 0748-24-5560